

## 熊谷市公共施設等におけるモバイルルーターの 貸出しに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、デジタル技術を活用し、誰もが自律的に幸せを追い求めることができる「やさしい未来発見都市熊谷」の実現を目指し、市民目線のデータ整備と活用を図るための環境の確保を図るため、市内公共施設等において施設利用者（条例等に基づき利用の許可を受け利用する者に限る。）に貸し出すモバイルルーターに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象施設)

第2条 モバイルルーターを利用者に貸出す施設は、以下の施設とする。

- (1) 大里ふれあいセンター
- (2) 男女共同参画推進センター「ハートピア」
- (3) 商工会館
- (4) 中央公民館（市民ホール、妻沼中央公民館及び地域公民館を含む。）
- (5) スマートシティ関連ワークショップ等を開催する施設
- (6) その他市長が認める施設

### (モバイルルーターの利用)

第3条 モバイルルーターの貸出し及び利用は無料とする。

- 2 モバイルルーターの貸出しを受けようとする者は、この要綱に同意の上、貸出を受けようとする施設に施設の利用申込時から利用当日までに申請しなければならない。
- 3 市は、前項の規定による申請があった場合において、適当と認めたときは、モバイルルーターを貸し出すものとす

る。

4 モバイルルーターの利用に係る利用者の通信機器の設定は、利用者が行うものとする。

5 モバイルルーターの利用に当たり必要となる通信機器及び附属品は、利用者が準備するものとする。また、インターネットに接続する通信機器のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

(遵守事項)

第4条 利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) モバイルルーターの設定変更を行わないこと。
- (2) 許可された公共施設内で利用することとし、許可なく外部への持ち出しあはしないこと。
- (3) 使用目的を達成するためのみに利用することとし、不要な端末等の接続は行わないこと。
- (4) 破損や故障につながる行為をしないこと。他者による破損や盜難等、危険行為にさらされないよう適正管理に努めること。故障・破損・紛失した場合は、速やかに施設管理者へ報告すること。

(禁止行為)

第5条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者又は市に不利益若しくは損害を与える行為、若しくは与える恐れのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 不法行為若しくは犯罪的行為又はそのおそれのある行為

- (4) 個人情報やプライバシーを考慮せず、本人の許可なく画像や映像を配信する行為
  - (5) 前各号に掲げる行為のほか、市が不適切であると判断する行為
- 2 前項に該当する利用者の行為によって市、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は全ての法的責任を負うものとする。
- (貸出しの中止)

第6条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合、モバイルルーターの貸出しを中止できるものとする。

- (1) 災害、事故その他の非常事態により、モバイルルーターの貸出しが実施できなくなった場合
- (2) モバイルルーターの故障、紛失等、やむを得ない事由がある場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、市がモバイルルーターの貸出の中止が必要と判断した場合

(免責)

第7条 モバイルルーターの貸出の遅滞、変更又は中止、利用者の通信機器のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他モバイルルーターの利用に関連して発生した利用者又は第三者の損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

- 2 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 3 利用者の通信機器の機種、WEBブラウザ等によって、モバイルルーターを利用できない場合があっても、市は一

切の責任を負わないものとする。

4 利用者がモバイルルーターを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、市は一切の責任を負わないものとする。

(利用者情報の記録及び利用)

第8条 市は、本サービスを通じて取得した情報を、利用状況調査や障害解析、サービス内容の充実、行政機関等からの調査や捜査に関する協力要請のために利用できるものとする。

(本要綱の変更)

第9条 市は、利用者の承諾を得ることなく、この要綱を変更することができる。

(指定管理者が管理する施設に関する読み替え)

第10条 指定管理者が管理する施設に係るこの要綱の適用については、第3条中「市」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第6条及び第7条中「市」とあるのは「市又は指定管理者」と読み替えるものとする。

(事務等の取扱い)

第11条 モバイルルーターの調達、契約及び支払い等の事務並びに関係課との調整及び取りまとめについては、市長公室政策調査課において処理する。

2 施設利用者へのモバイルルーターの貸出し、返却、貸出しの中止、故障の有無等の確認及び政策調査課と予備機の貸出しの調整等に係る事務は施設又は施設所管課が処理する。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

#### 附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 1 月 14 日から施行する。